

広島県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条の規定に基づき提出された政治団体の収支報告書を改める旨の報告があったので、次のとおり公表する。

平成二十八年四月七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

平成二十七年広島県選挙管理委員会告示第六十四号別冊（政治団体の収支報告書の要旨）中、平成二十七年四月六日提出の「松本太郎後援会」の平成二十六年分収支報告書要旨について、次表のとおり改める。

政治団体の名称	訂 正 前	訂 正 後	訂正願受理年月日
松本太郎後援会	4 支出の内訳 政治活動費 2,616,626 機関紙誌の発行その他の事業費 2,387,726 機関紙誌の発行事業費 854,160 宣伝事業費 236,400 政治資金パーティー開催事業費 1,297,166 その他の経費 228,900	4 支出の内訳 政治活動費 2,616,626 機関紙誌の発行その他の事業費 2,151,326 機関紙誌の発行事業費 854,160 政治資金パーティー開催事業費 1,297,166 寄附・交付金 236,400 その他の経費 228,900	平成二八年三月二四日